

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社百章(以下、当社という。)が、その経営状況、営業内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当社は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第9条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当社は、法令の規定に基づき情報の公開を行うほか、この規程の定めることに従い、主たる事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 当社は、法令の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

(書類の事務所備え置き)

第6条 当社は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第7条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 8 条 当社の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧希望者は、希望日時の1週間前までに主たる事業所へ連絡することができる。

3 正当な理由がある時は、閲覧希望者に対して、閲覧希望日を指定することができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、株主総会がこれを定める。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、株主総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。

別表 1

対象書類等の名称	保存期間
1 定款	
2 計算書類等(各事業年度の決算書、貸借対照表など)、事業報告書	10年
3 (1) 役員名簿 (2) 役員規程	5年
4 株主総会議事録	10年
5 事業計画	